

第1号議案

毘沙門台東町内会自主防災会規約改正（案）

令和4年4月17日

毘沙門台東町内会自主防災会規約改正新旧対照表

現 行	改 正
第6条第1項第7号 会計1名 同 第8号 監査2名	第6条第1項第7号 削除 同 第8号 削除
第7条第6項 会計は、この会計を掌る。 同 7項 監査は、この会の会計を監査する。	第7条第6項 削除 同 7項 削除
第10条第1項 総会は、年1回開催する。ただし、必要により臨時に開催することができる。	第10条第1項 総会は、年1回開催する。ただし、町内会役員全員会議をもってこれに代える。また、必要により臨時に開催することができる。
第10条第2項第4号 予算及び決算に関すること。 同 第5号 その他会長が特に必要と認めたこと。	第10条第2項第4号 削除 同 第4号 その他会長が特に必要と認めたこと。
第13条 自主防災会の運営に関する経費は、町内会の交付金その他の収入をもってこれにあてる。	第13条 自主防災会の運営に関する経費は、町内会の一般会計予算をもってこれにあてる。
第14条 事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末とする。 会計年度は毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。	第14条 削除
第15条第1項 会計監査は、毎年1回監査を行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。 同 第2項 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。	第15条第1項 削除 同 第2項 削除

この改正案は、令和4年4月1日から施行する。